

令和6年度筑紫野市男女共同参画審議会（第3回） 会議録（要点筆記）

1. 審議会等の名称 令和6年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第3回）
2. 開催日時 令和6年12月11日（水）18:00～19:45
3. 開催場所 筑紫野市役所 403会議室
4. 委員出席状況 【出席者】原田委員、鬼木委員、**裴**委員、徳永委員、
武本委員、谷岡委員、伊東委員、長岡委員、
畑山委員、北尾委員 （以上10名）
【欠席者】清原委員、山田委員
5. 事務局 谷、末吉、木村、渡邊、中村、嘉副
6. 傍聴 0人
7. 議題及び審議の内容
 - （1）開会
 - （2）議題
 - ①第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和5年度実施状況報告書について
 - ・第2回審議会での質問への回答
 - ・全体を通して
 - ②答申について
 - （3）その他
次期プランにおける計画期間について
 - （4）事務連絡

●議題及び審議の内容

（事務局） 第3回男女共同参画審議会を開催する。

前回11月の審議会では、報告書の最後まで審議いただいた。前回の質問事項への回答を行う。全体を通して改めて振り返った後に、答申についての協議をお願いしたい。最後に、「次期プランの計画期間について」ご意見をいただきたい。ここからは、進行を会長へお願いする。

（会長） （会長あいさつ）

本日は傍聴なし。これより議題にはいる。議題①「第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和5年度実施状況報告書について」「第2回審議会での質問への回答」について、事務局より説明をお願いする。

（事務局） 質問・確認事項は4点あった。資料1と報告書の該当部分を確認していただきたい。

1点目

基本目標Ⅲ No.38 介護サービスの充実、生活福祉課の事業に関し、「65歳以上」と年齢表記してある意図について。

この事業は、高齢者の介護保険サービスを含めた内容となっており、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等において、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスについては、原則的に介護保険サービスが優先される

こととなっている。しかし、介護保険サービスの適用が開始される 65 歳以上の障がい者についても、本人の特性に応じて障がい福祉サービスでしか賄えないサービスについては、障がい福祉サービスで対応を行うという意味で「65 歳以上」という表記をしている。

2 点目

基本目標Ⅲ No.41 子ども・子育て支援事業計画に沿った子育て支援の充実、学校教育課の事業に関し、放課後児童クラブの受け入れ体制について。各学校の規模によって受け入れ体制が違っているのか、という質問であった。

放課後児童クラブの運営については、公設民営の方法を採用し、保護者を母体に組織された NPO 法人に委託している。つまり、各クラブで体制が違うのではなく、統一的な取組みとなっている。入所要件は、午後 4 時まで保育にあたることができない日が月 12 日（日曜日を除く）以上あることなど。保育にあたることができない、の具体的内容は、家庭外労働・家庭内労働（自営、内職）や看護・介護、就学など。通年児童（放課後・長期休暇等）：小学 1 年生～6 年生までの児童が対象のものと季節児童（長期休暇等）：小学 1 年生～2 年生まで年間を通じて児童クラブに在籍していた小学 3 年生～6 年生の児童が対象のものとする。令和 5 年 5 月 1 日現在、放課後児童クラブに入所している児童数は 1,520 人。令和 4 年は 1,518 人だった。資料 1 の表では、低学年と高学年の数値を掲載している。高学年の人数は少ないが、要件を満たし、ニーズがあれば入所している状態である。

3 点目

基本目標Ⅲ No.43 男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施、高齢者支援課の事業に関し、介護に関する講座「介護者のつどい」について。

筑紫野市介護を考える家族の会は、筑紫野市や近隣に在住の方で、高齢者や認知症等の方を介護している家族同士の交流や情報交換などを目的に、介護者、民生委員、福祉委員、ボランティア、市職員、社協職員を世話人として平成 19 年 9 月に発足した。事務局は、筑紫野市社会福祉協議会が担っている。

介護講座については、アンケートを取っているものの、年齢や男女の設問がないため正確な実績は不明だが、介護者が参加されていることが多いため、年代は、50～70 代が多く、参加者も、やや女性が多い状況で、男性の参加が少ないと感じることはない状況。

4 点目

基本目標Ⅳ No.67 地域防災活動への女性の参画促進、危機管理課の事業に関し、女性防災士の数や防災士の活動状況について。

令和 5 年度防災士の人数は、112 名、うち女性 27 名。この数は福岡県主催の防災士養成研修・試験を通して防災士の資格を取得した人数。令和 4 年は 87 名、うち女性 23 名だったので、増えている状況にある。市では、毎年開催されている福岡県主催の防災士養成研修・試験を案内しているが、居住地域の自主防災組織の防災活動に参加することが受験の条件となるため、コミュニティ運営協議会や自主防災組織等を通して周知、集約している。防災士の皆さんは、コミュニティ運営協議会の防犯防災部会や、各行政区の自主防災組織の活動を通して地域防災活動に貢献していただいている。な

お、市が主催する会等はない。

質問事項４項目に対する回答は以上である。

- (会長) １つずつ確認していく。まず１点目から。なぜ年齢で分けるのかという意見であったが、本人に対してより良いサービスを提供しているという事務局からの説明であった。何か質問等あるか。

(質問等なし)

続いて２点目、放課後児童クラブの待機児童について。何をもって０人とするか、という意見が発端であった。事務局からは、ニーズがあれば受け入れる体制になっているということであったが、何か意見等あるか。

- (委員) ニーズがあれば受け入れ体制ができているということであれば良いが、資料１の数値をみると二日市小学校だけが高学年の割合が低くなっており、その地域だけニーズが少ないのか、と気になった。定員があり、諦めている人がいるのかなと思った。

- (会長) 重要な視点だと思う。

- (事務局) 入所要件は市内全域同じ。要件を満たせば、入所について各クラブで差はない。要件を満たしていないけれど、入所させたいという人は把握できていない。

- (委員) どここのクラブも定員は決まっているのか。

- (事務局) 定員という考え方ではないと思う。

- (委員) 入りたいが、入れていない人もいると思う。要件を満たしたとしても受け入れ体制にも限界があると思う。定員を明確した方が分かりやすい。

- (事務局) 担当課への聞取では、令和６年度の入所児童数はさらに増えている。入所する際には面積要件等もあるので、空き教室を使用するなど工夫をしながら行っている。

- (委員) 子どもが二日市小学校に通っている。放課後児童クラブは、低学年を優先して、高学年になると入れなかった。入れたいけど断られた。定員数が明確にあった方が良い。

- (委員) つまり、入所児童数は定員数とも言えるのか。入れなかったということは、定員を超えていたということだと思うが。

- (事務局) 資料１に出している数値は定員数ではなく、実際に入所している児童数。

- (会長) 希望があれば入所できる。しかし、入所を希望する前に諦めている人や低学年が優先されているという実態があるという委員からの意見であった。「待機児童０人」とは何を指すか、難しいところである。評価は「○」だとしても、調整されている人もいるため、なお一層努力してほしい。

- (委員) 要件が厳しく、それで待機児童０人というのは実態と違うのではないか。要件が厳しいから応募できない人もいると思う。今の要件では、普段は預けなくても大丈夫だが、長期休暇は預けたいと思っている人も預けることができない。また、例えば、子どもが小学３年生になったタイミングで仕事をしたいと思っても、長期休暇中に子どもを預けることができないため、仕事を始めることができない人もいるかもしれない。他の委員の話を聞いていると、実際には入所ができないという雰囲気がありそう。この要件を満たせば、利用ができるといった周知徹底も必要。仕事をしたくても、入れないという噂があれば、仕事もできなくなる。要件を緩やかにするべき。

- (事務局) 審議会に出た意見を担当課に伝える。

- (会長) 意見をまとめると、入所人数も増えてきており、体制を整えてきているということは

分かる。ただ、入所できていない人もいる。さらに環境整備を進めてほしい。ということになる。環境整備の中には、要件緩和や周知も含まれる。

(委員) 指導員は、児童何人に対して1人と決まっているのか。

(事務局) 詳細の数値を持ってきていないが、人数の基準は決まっている。

(補足) 児童 40 人まで：2 人、児童 41 人から 60 人まで：3 人、
児童 61 人以上：4 人

(委員) 入所数を増やせば良いという問題ではない。質も重要。元教員など指導員を確保し、ニーズに応じて柔軟に対応できるのか。

(会長) まとめると、人材の確保も踏まえて、環境整備を進めてほしいということになる。待機児童 0 人とは簡単には言えない。担当課へは、評価は「○」にしているが、いくつか体制の見直し等勘案して進めてほしいということを伝えてほしい。

続いて 3 点目、介護講座について。何か質問等あるか。

(委員) アンケートに年齢や性別の設問がないということだが、年齢や性別を入れて良いと思う。答えたくない人は書かなくて良いようにしたらいいのではないか。

(委員) アンケートの目的は。

(事務局) 講座を次につなげ、より良くするためにアンケートをとっていると思う。その中で年齢や性別は不要という判断をどこかの段階で行い、現在の運用に至ると思う。

(会長) たしかに、年齢や性別に関係なく意見をもらうというスタンスもあると思う。

(委員) 昔は、介護するのは「長男の妻」、今は「長男や娘」になってきている。長男が介護するとなったときに虐待が多くなってきている。男女というより関係をみることも大事。

(会長) 前回、委員からの質問の意図は何であったか。

(事務局) 介護に関する講座「介護のつどい」について、年齢層や構成を聞いたかったようだ。参加者も男女で偏りはないということを担当課に確認した。

(会長) 本日、この質問をした委員は欠席のため、担当課に確認したことを委員にも伝えてほしい。

続いて 4 点目、女性防災士について。何か質問等あるか。

(質問等なし)

質問が無いようなので、「第 2 回審議会での質問への回答」については以上とする。

続いて、令和 5 年度実施状況報告の「全体を通して」、意見等あるか。

(委員) 筑紫野市で、高齢者のための健康教室は実施しているか。実施している場合、無料で参加できるのか。

(事務局) 実施している。基本目標Ⅲの No. 36 に記載している。受講料について正確には把握していない。

(委員) 運動サポーターをしている。自治公民館やコミュニティセンターで行っている。内容によって異なるが、100 円、200 円いただくこともある。

(会長) その他にあるか。

(委員) 評価の基準が曖昧。「啓発した」「働きかけた」「推進した」など記載しているが、こういった状態になればこれがクリアしたと言えるのか。何をもって評価したらいいか分かりにくい。明確になれば、委員としても判断しやすい。

- (会長) これは、今年冒頭、深く審議した内容である。審議会で出た意見を、担当課に伝え、どこかでまた跳ね返ってくると期待している。
- (事務局) 実施状況報告書の1ページに「評価について」記載しているが、「評価」という言葉を使っているため、分かりづらくなっている。今は、第3次プランに基づいて、事業を「やったかやっていないか」を評価している。評価という言葉の概念が一般的なものと違っていることが課題となったと思う。次期プラン策定時に検討する必要があると思う。
- (委員) 数値目標がなく、どこまで進んでいるのか分かりづらい。
- (会長) 私たちが求めるのは、どこまで進んだかという成果。
- (委員) 啓発したから評価が「○」のものもあれば、実施したから評価が「○」のものもあり混在している。整理が必要。
- (委員) 評価について何度も議論になったが、今後の方針はどうなるか。
- (事務局) 今回いただいた意見は大変貴重な意見である。ただ、すぐに反映できるものとできないものがある。現時点、筑紫野市男女共同参画行政の仕組みとしては、プランの計画期間は10年。5年に1度見直しを行い、5年間の取組がどうであったかを市民意識調査の数値でみている。実施状況報告は、担当課がプランに基づき行った取組を報告、そして審議会で出た意見を担当課にフィードバックして、翌年に反映させている。このやり方を5年間は継続させる。次期プラン策定時に今回の審議会での意見を反映させ、プランに基づきやったことを毎年報告する時に、今のように「実施できたかできなかった」で評価するのか、きめ細やかにみていくのかを検討していく必要があると思う。
- (委員) 内閣府の男女共同参画基本計画では項目ごとに数値目標がある。他の計画でも数値目標を立てるようになってきている。市の男女共同参画プランでは数値目標を立てずに、実施したかどうかだけをみるのか。
- (事務局) 市の男女共同参画プランにも数値目標があり、第3次後期プランの53、54ページに掲載している。議論にあったような、1つ1つの項目に対応する数値目標は現在設定していない。それが良いのか悪いのかは次の第4次プランでの検討となる。
- (会長) 他になれば、「全体を通して」については、以上とする。
続いて、議題②「答申について」について事務局より説明をお願いします。
- (事務局) 本日をもって、第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和5年度実施状況報告書に関する審議は終了となる。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいた意見を実施状況に関する審議会からの意見、答申としてまとめる。答申について、2点提案する。
- 1点目
資料2として、答申の案を配布している。前回までを踏まえ作成した。こちらについて、追加や削除、修正など意見があれば出していただきたい。
- 2点目
答申については、全委員にお集まりいただくのではなく、会を代表して会長・副会長により行っていただいてはどうかと考えている。
答申に関する提案は以上である。

- (会長) まず、1点目の答申案について。表の文面について意見等あるか。
(意見等なし)
続いて、裏面の付帯意見について。追加や修正、削除などあれば意見をお願いします。
- (委員) 付帯意見の2つ目。市ホームページについて、必要な情報が届けられるように周知・啓発のさらなる工夫に努めてもらいたいという意見を自分が出したが、自分の周りに、そもそもインターネットを見ることができない高齢の人が多くいた。介護を受ける立場であるにもかかわらず、情報が届いていない。市ホームページの充実をしてほしいと言ったが、やはり紙媒体も必要だと思った。
- (会長) 審議会での意見は、啓発動画を作成したこと等は評価できるが、市ホームページに掲載していてもたどり着けない。目にふれるところにおいて啓発してほしいという意見であった。付帯意見の文面でもっと強調した方が良いか、例えば「WEB 媒体以外の媒体も活用するなど」といった文言をいれるか。
- (委員) 回覧版や広報、掲示板など目にふれるところに掲載するのが良い。ホームページは自ら手繰り寄せないと情報を得ることができない。本当に必要な人に情報が届いていない。
- (会長) ここでは、WEB だけでなく情報ツールを積極的に幅広く活用して周知に努めていただきたいということだと思う。
- (委員) 地下鉄や駅で市が広報することはできるのか。
- (事務局) 筑紫野市では、地下鉄や駅での広報は行っていない。広告会社と連携して、筑紫野イオンやゆめタウンでは市の情報を掲載する仕組みがある。
- (会長) 必要な人に情報が届くようにいっそうの努力をお願いします。
- (委員) 付帯意見2つ目に「掲載したからよしとせず必要な情報が届けられるよう、周知・啓発のさらなる工夫」とあるが、具体的に内容の分析をしているのか。教育や福祉など、分野によって誰にどの情報が必要か分析していないと届けることができないと思う。文面はそのままが良いと思う。
- (委員) 福祉が必要な人に情報が届いていないという話もあったが、情報が届いている人に対してアンケートをとり、何を見てつながったのかなど実際に利用した人の状況確認を行った方が良いと思った。そうでないと、情報が届いているのかどうかの分析ができないと思う。
付帯意見3つ目に暴力に関する記載があるが、暴力防止は予防や啓発の問題ではあるが、被害者にどのようなサービスがあったから良かったか悪かったかをアンケートをとり、活用してもらう必要があると思う。
暴力だけでなく、福祉に関しても、実際に利用した人に話を聞いて、次に活かすことをやっていかないといけない。啓発も必要だが、啓発を行っても生きていないと意味がない。実際の声を聞くことは大事だと思う。
- (会長) 文言追加するにあたって、まとめるとどのようなことか。
- (委員) まとめると、実際の利用者にどういったところが良かったか悪かったか、どこからつながったかを調査するなどして、足りないところを拡充していく分析をしてほしい。
- (委員) 情報が届いていない人は、アンケートの対象にもならない。
- (委員) 実際に利用した人の声を聞く。どのようなところからつながったか分ければ、力をい

れるところや、つながりについて知ることができる。

(会長) 委員の意見で文章を付け加えるとしたら、「実態調査をふまえて」や「実態調査を加味して」のようなことを付け加えていただきたい。

付帯意見1つ目に「○・△・×・―」の記載があるが、文章の表記としては、「記号による」とした方が良いと思う。

その他に意見はあるか。

(事務局) 本日、議論した放課後児童クラブについての追加はいかがか。

(会長) 要件見直しや指導体制を含めた環境整備というところで大事なことである。文言は任せる。潜在的に困っている子もいることも視野に入れて、付帯意見に追加ということで良いか。

(委員、了承)

(事務局) では、文言を事務局で考え、会長と副会長に確認してもらうことで良いか。

(委員、了承)

(会長) 続いて2点目の答申の方法について。会を代表し、会長と副会長で行うことで良いか。

(委員、了承)

では、答申については以上である。

次に、次第3の「次期プランにおける計画期間について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 次期プランである、第4次ちくしの男女共同参画プランは、社会状況の変化や法律の改正等に迅速な対応ができるよう、対象期間を令和10年度から14年度までの5年間とする方がよいのではないかと考えている。

筑紫野市においては、これまで「第1次プラン」を平成10年度に、「第2次プラン」を平成20年度に、「第3次プラン」を平成30年度に策定し、それぞれ改訂プラン・後期プランとして施策の見直しを行ってきた。

資料3の1ページ目は、第3次後期プラン(19ページ)を引用する形で、現プランの期間を示している。

第4次プランは、令和9年度に最終年度を迎える第3次プランの進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ見直しを行うこととなる。「筑紫野市総合計画」並びに関連する個別計画との整合性を図ることや、国の「男女共同参画基本計画」、県の「福岡県男女共同参画基本計画」を勘案しながら、本市の現状に適した見直しを進めていく必要がある。

現委員の任期は令和7年4月末までであり、先の話と思うかもしれない。計画の期間は令和10年度スタートではあるが、今後の予定が、令和8年度に市民意識調査・職員意識調査、令和9年度にプラン策定作業の予定。令和7年度には、令和8年度実施計画に向けた予算要求等をするようになるため、このタイミングでお聞きするということを了承いただきたい。

資料3の2ページ目は、筑紫野市、国・県・筑紫地区の計画期間を示している。国・県は5年間の計画期間。筑紫地区においては、5年間10年間、どちらもあるという状況。

また、資料3の3ページ目には、法律及び条例に基づく位置づけだが、第3次後期プ

ラン（17 ページ）を引用する形で示している。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」は、令和 6 年 4 月 1 日からの施行、こちらに基づく市町村基本計画策定の努力義務がある。また、女性活躍推進法は、今のところ令和 8 年 3 月までの時限立法であるため、今後の動向を注視しなければならない。このように新たな法律制定や法改正への対応をしていくことが求められる。

これまで筑紫野市は 10 年間の計画期間、そして中間年に点検見直しによる後期プランということで進めてきたが、社会状況の変化や法律の改正等に迅速な対応ができるよう、第 4 次プランでは計画期間を 5 年間とすることについて、委員の意見をお聞きしたい。

（会長） 計画期間を 10 年から 5 年に変えたいという事務局からの意見であった。10 年先より 5 年先の方が見通しつきやすい。何か意見等あるか。

（委員） 内閣府の男女共同参画基本計画は 5 年計画。5 年にして国の方針とも一致させながら進めた方が良くと思う。

（委員） 5 年で良い。令和 9 年度までの現プランは残しておいて、令和 10 年から 5 年計画でつくるという理解で良いか。

（事務局） そのとおり。

（会長） 現委員については、5 年に変えて良いという意見のようだ。

では、「次期プランにおける計画期間について」は以上である。

現委員の任期は令和 7 年 4 月末までだが、審議会の会議としては本日が最後となる。活発な議論をいただき、感謝申し上げます。各委員より一言ずついただき審議会を終了したいと思う。

（各委員より一言）

（事務局あいさつ）

これで審議会を終了する。

（以上）